

新潟銘菓「柚香里」について

高橋 郁子

1. はじめに

柚香里という菓子があつた。「ゆかり」と読む。「ゆかり」はお菓子の商品名ではなく名称である。小ぶりのコンベイトウのような形をしていてそのまま食べられるが、茶碗に入れ、お湯を注いでいただくという、少し変わったお菓子である（写真1）。新潟市古町通五番町の「はり糸」で売られていて、

最近では他店で名称を変えたり入れ物をオシヤレにしたりしてちよつとしたブームとなつた。新潟では「浮き星」、月岡温泉のみやげ物売り場で、ここもブームに乗つたのか、新潟とは違う企画デザイン会社が作つていようで、「白雪きらら」とあつた。こちらは新



写真1 湯を注いだゆかり

発田市の長尾本店のゆかりがもとになつていようである。私は古くからはり糸の柚香里に馴染みがあつたので、新発田にもあつたのである。と知人に話したところ、知人は「仙台に「九重」というそっくりなものがある」と言ひ、もともと全国的に似たようなものがあつたのではないかと聞かれ、そんなこともあるのかなと思いつつ、はり糸で伝わつていふ「柚香里」ができた由来があつたので何か違和感があつた。

2. 新潟の柚香里と仙台の九重

「日本名菓辞典」守安正（東京堂出版一九七二）には「柚かり」の項に「新潟市の名物。はり糸の特製品である」とあつたが、「ユカリは会津塩川町の奈良屋に始まり、一方は越後に一方は仙台に至り「九重」になつた」と記されていふ。同じ辞典に仙台の「九重」と塩川町の「九のえ」の項があり、「柚香里」の倍以上の文字量であつた。これを読むと、柚香里は福島県塩川（現喜多方市）が発祥といふことであつた。

「駄菓子ふるさと」石橋幸作（未来社一九六一）の記述はこうだ。「明治三十年頃の仙台の菓子屋は軒並み営業不振となつて、国分町の玉沢も立町の金貸し工藤松次郎の世話を受けていたほどでありました。（中略）明治三十四年十一月、明治天皇が東北演習御臨幸のとき、

借行社の松木主事の紹介で、小野田県知事より、しわら糖を久我侍従長に差し上げたところ、九重という名称をつけて陛下に献上いたしました。九重とは久我侍従長の名づけたもので、しわら糖（九重）は会津若松の塩川の栗原忠蔵の創製にかかるものです。当初は、大町二丁目の日進堂・小久保健太郎と玉沢の二軒に売り込んだものですが、小久保の辞退によって玉沢一軒となり、今日にいたるものといわれています。」ここでは、九重は塩川の菓子屋が仙台の菓子屋に売り込んだことになっている。ということとは、塩川の菓子屋が新潟にも売り込んだということだろうか。しかし、はり糸の伝承では柚香里は弘化三年（一八四七）生まれの初代、池系蔵が考案したことになっている。

3. 柚香里が考案された背景

系蔵は味方村（現新潟市南区）の玉木家の出で、新潟の播磨屋に婿養子に入り、池系蔵となった。系蔵は現古町通八あたりにあった貝谷菓子店で菓子職人として奉公をした。奉公していた時に、菓子店の主人が、お茶も飲めないほどの大病を患い、系蔵が小粒のアラレに紫蘇と砂糖をかけたお菓子を作り、湯にうかべて勧めたところ、大変喜ばれた。それが、このお菓子の始まりで、シソにちなんで「ユカリ」と名付けられたという（「はり糸百

年」池栄一／昭和四十九年）。その後、改良が加えられて柚子味が定番となり、「柚香里」となったというのが、はり糸の創業は明治六年。系蔵が奉公に出ていたのはそれ以前になるので明治の初めにはできていたことになる。系蔵は独立して明治六年に「春花堂」菓子店を創業したが、系蔵の人柄の良さから、「播磨屋の系蔵」、「はり糸」が店の名前になった。

4. 柚香里と大正天皇。九重と明治天皇。

「はり糸百年」によると、明治三十五年（一九〇二）、大正天皇が皇太子であった頃、新潟市内をご視察し、柚香里に興味を持たれ、お買い上げの旨が系蔵に通達されて、系蔵は精進潔斎して工場にしめ縄を張り巡らし、徹夜で作り上げた。そして極上の杉箱を新調して金銀の水引をかけてお届けしたという。御嘉納の知らせを受け、大変な光栄と感涙にむせんだと伝えられている。仙台「九重」の明治天皇への献上は明治三十四年、新潟での「柚香里」の大正天皇への御嘉納は明治三十五年。このころ、全国的に柚香里が流行っていたのだろうか。調べていたところ、「九重商標事件」という事件があったことを知った。

5. 九重商標事件

官報第八三四五号明治四十四年四月二〇日（一九一一年）○彙報 判決 ○特許局審決 玉澤はるヨリ菅谷玉吉ニ対スル第三九一〇一号商標登録無効審判請求事件ニ付キ本年二月十四日特許局ニ於テ左ノ如ク審決セリ（審判番号第二〇三〇号）。（図一）

これはどういふ審判かという、仙台の玉澤という菓子屋が塩川の菅谷玉吉という菓子屋に「九重」の商標登録は無効であると訴えた審判である。仙台玉澤の「九重」の登録は明治三十五年一月二四日、塩川の菅谷玉吉の「九重」の登録は、明治四十二年二月二八日。審判記録によると、訴えられた菅谷玉吉は、「九重」は、菓子の特異な名称ではなく、普通名称であると反論。その審判に、塩川の栗村千代吉なる人物が現れ、証言する。その証言に「新潟のユカリ」が登場するのである。（この栗村千代吉も、「このへ」という商標登録を明治四十二年二月二日に第四九三二七号で登録している。）栗村千代吉の証言によると、「新潟地方ニ於テ久シキ以前ヨリ行ハレタル「ユカリ」ト称スル菓子ニ改良ヲ加ヘ之ヲ製造販売センコトヲ企テ明治二六年中其菓子ニ附スル為メ九重ト云フ名称ヲ豫メ選定シ爾來福島県岩代国摩耶鹽川町ノ住所ニ於テ「ユカリ」ノ改良ニカメ明治三十二年ニ至リ漸ク希望ノ如キ良品ヲ製出スルヲ得タルヲ以テ仙台

市ニ於テ盛ニ販売セント欲シ同市ニ出テ請求人ノ先代ニシテ本件第一八三五〇號登録商標權ノ前主タル玉澤傳藏ニ販売方ヲ譲リ」（官報第八三四五号）というものだった。九重は塩川発祥ではなく、新潟のユカリの類似品を作るために明治三十二年から研究していたのである。そして、その製造方法を、仙台の玉澤に伝授したのである。玉澤が販売の好機を待っていたところ、明治三十四年に明治天皇の仙台行幸があり、ここに売り込んで名声をあげ、大成功したのである。しかし、この塩川では栗村千代吉のほかにも齋藤寅八という人物が九重を作っていたというので菅谷玉吉は「九重は普通名称」と言い張るのであるが、この齋藤寅八は栗村千代吉の知人で、九重の売れ行きがいいのをうらやんで製法を窺知して九重を製造販売していたのである。そのため、栗村から製造を譲り受けていた玉澤傳藏から交渉を受けて製造販売を廃止したので、「九重」は玉澤と栗村のみが使用できる特別の名称なのだ、としている。（明治四十二年二月十四日於特許局・官報第8345号による）元祖・柚香里発祥の地の新潟には全く無関係な地で、このような争いが起こっていて、審判記録のおかげで、「柚香里」は塩川発祥でも仙台発祥でもなく、新潟発祥ということがはっきりと証明されたのである。

第十七師團長官... 二月十五日... 東京府地方... 第七師團長官... 二月十五日... 東京府地方... 第七師團長官...

○特許局判決 玉澤はる... 第三九一〇一號商標登録無効... 審判請求事件... 二月十四日特許局... 於左ノ如ク判決セリ...

判決

右商標登録無効トス... 被告玉澤はる... 原告東京市... 東京市... 被告玉澤はる... 原告東京市... 東京市... 被告玉澤はる... 原告東京市... 東京市...

東京市... 被告玉澤はる... 原告東京市... 東京市... 被告玉澤はる... 原告東京市... 東京市... 被告玉澤はる... 原告東京市... 東京市...

東京市... 被告玉澤はる... 原告東京市... 東京市... 被告玉澤はる... 原告東京市... 東京市... 被告玉澤はる... 原告東京市... 東京市...

東京市... 被告玉澤はる... 原告東京市... 東京市... 被告玉澤はる... 原告東京市... 東京市... 被告玉澤はる... 原告東京市... 東京市...

東京市... 被告玉澤はる... 原告東京市... 東京市... 被告玉澤はる... 原告東京市... 東京市... 被告玉澤はる... 原告東京市... 東京市...

東京市... 被告玉澤はる... 原告東京市... 東京市... 被告玉澤はる... 原告東京市... 東京市... 被告玉澤はる... 原告東京市... 東京市...

東京市... 被告玉澤はる... 原告東京市... 東京市... 被告玉澤はる... 原告東京市... 東京市... 被告玉澤はる... 原告東京市... 東京市...

東京市... 被告玉澤はる... 原告東京市... 東京市... 被告玉澤はる... 原告東京市... 東京市... 被告玉澤はる... 原告東京市... 東京市...

東京市... 被告玉澤はる... 原告東京市... 東京市... 被告玉澤はる... 原告東京市... 東京市... 被告玉澤はる... 原告東京市... 東京市...

東京市... 被告玉澤はる... 原告東京市... 東京市... 被告玉澤はる... 原告東京市... 東京市... 被告玉澤はる... 原告東京市... 東京市...

東京市... 被告玉澤はる... 原告東京市... 東京市... 被告玉澤はる... 原告東京市... 東京市... 被告玉澤はる... 原告東京市... 東京市...

Table with multiple columns: 東京府, 有保價金ノ部, 新聞紙法ニ依リ發行スル新聞紙題號等(一九一九年ノ概)

官報 第八三四五號 明治四十四年四月二十日

6. 忘れられた商標事件

前述の「日本名菓辞典」や「駄菓子のおふるさと」では、この事件は見逃されてしまったのか、なぜか新潟の「柚香里」は元祖として取り扱われてはいない。もう少し文献を見てみると、

「商品」お国自慢 郷土の名産 宮城県 九重 明治三十四年十一月、東北の野に特別大演習の行われた際

仙台市の玉澤傳藏が、その記念菓子として、創製したものである。品位が高尚で、風味の宜いのが、今日の聲名をなした所以で、年産六十余萬斤、北海道、東北地方、東京及関西地方へ搬出される。」(内外商工時報11。(6) 商工省貿易局 内外商工時報発行所 1924)とある。

大正末にはすでに審判のことなど忘れられ、すっかり仙台の菓子として定着しているのである。「名菓を訪ねて」(倉本永治/製菓実験社1955)では、「九重の復活」主食関係の原料であるというところから老舗玉沢が製造を差控えていたらしいが、屑米使用許可などから本年からその販売を復活したものであろう。(中略)勿論、これは、製法特許ではないから、仙台のあちら、こちらの菓子店でモソウしているが、「九重」の名称だけは、商標登録の関係で使用されない。そこで「仙台萩」の萩をとって萩の露などといったものもあるが、世間の人は、その製造家が何と称しようがおかまいなしにニセ物

も本物も「九重」といつている。」とあり、新潟の柚香里の模倣であることはほぼ忘れられている。

7. 「九重」の名称も新潟発祥だった?

かたや、新潟の「柚香里」は商標登録を取らなかったように、大正・昭和となっても、多くの店がわれもわれもと「新潟銘菓」として売り出していた。商標登録を取らずに普通名称となった新潟の菓子として「柿の種」があるが、これは元祖浪花屋の今井與三郎が大正十三年に製造をはじめている。商標登録を取らず、作り方も隠さず、多くの会社を作る菓子になったのだが、池系蔵も新参の菓子屋として製造法などを隠さなかったのではないだろうか。「新潟市史下巻」(新潟市編1934)に、柚香里について次のような記述がある。「池系蔵はり糸ゆかりを製出し、形状菊花に似たりとて、雲の上に因みて「九重」と號して発売せるを、後藤田貞吉香月堂同様なる品を作り出し、姓の藤なるゆかりの色に因みて「ゆかり」と呼びしが、次いで「柚香里」の字を之に充てたり。」これによると、形が菊の花に似ているので池系蔵は「九重」と号して発売し、後続の香月堂が「ゆかり」と名付けたとある。この市史の記述が正しければ、名称の「九重」も福島や宮城ではなく、新潟発祥ということになる。また、「観光お国めぐり11」(国土地理協会1959)に

は、「湯呑みに入れて湯を注ぐと、柚子の馥郁とした香」とともに、茶碗の中で雁が羽ばたくように、いっせいに浮き上がるので「ゆかり」という名がついたという」とある。実際、「大日本菓業名鑑」（菓子新報社大正二）に載っている「新木與四郎商店」広告文に「湯雁製造本舗」とある。「実業界機関録第4版」（実業界明治四十四年）（図2）の広告には、池系蔵が「元祖ゆかり製造本舗」と名乗っている。「裏日本旅行案内」（商工通信社旅行案内）北陸支社大正十三年）では「ありの實 柚香里 元祖 商号はり糸 池系蔵」と宣伝を入れているが、香月堂も「名産ゆかり」と大書している。はり糸が「元祖」と名乗っている広告は私が見た中ではこの二件だけで、なんと奥ゆかしいことかと感心してしまう。

8. 消える菓子もある

はり糸に続いて柚香里を販売していた香月堂は、はり糸同様に創業は明治の初めの老舗であったが平成の半ばに姿を消した。香月堂は「花嫁御寮」「舞すがた」など素晴らしい商品もあったが、店とともに姿を消した。古町丸屋も「まりつきもなか」というヒット商品があったにもかかわらず、店が平成の終わりに閉まったときに店と運命を共にした。豆八の「じまん焼き・きんつば」もしかりである。店オリジナルではなく、いろいろな店が

作っていた「関の戸」と

いう菓子があった。これは、新潟奉行の川村清兵衛が長崎奉行から和蘭製の菓子を取り寄せて、このような菓子を作るようにと新潟の若狭屋に作らせたものだ。私は大沼淳氏に教えられて「クシヤ製菓」で購入したことがあったが、今、「関の戸」を作っている菓子屋はなく、歴史ある菓子が残念なことに消滅してしまっている。そのような菓子たちと比べたら、柚香里は幸せなのかもしれない。それも、柚香里を考案した系蔵が、主人に口にしてほしい一心で、愛らしく、心のこもった菓子を作りあげたからに他ならないと思う。

辞典など、いろいろなところで発祥について誤った記述があったために、昔はどこにもなかった菓子、他県の菓子の模倣、などと思われていた「柚香里」であるが、

<p>本町通り十二番町 甘利堂 高掛菓子 御製 湯雁製造 本舗 新木與四郎 電話 四三三八</p>	<p>古町通五番町 池系蔵 東宮殿下 湯御買上榮 元祖ゆかり製造本舗 菓子製造業</p>	<p>横七番町通り二丁目 一等金交 賞牌領 國要吉 大坂屋商店 電話 七五二 電話 六六六</p>	<p>古町通り三番町 破の花 本舗 金巻初藏 電話 六六六</p>
--	---	--	--

図2 「元祖ゆかり製造本舗」

今後は胸を張って新潟発祥の銘菓であると明言していただきたい。



写真2 商品棚の「ゆかり」

(図1) 大蔵省印刷局「編」『官報』8345号1911年4月20日、日本マイクロ写真、明治四十四年、国立国会図書館デジタルコレクション

(図2) 中外実業社編『実業界機関録』第4版(明治44年9月刊)、中外実業社、明43—44、国立国会図書館デジタルコレクション

(たかはしいくこ)